

中間貯蔵施設の設置に係る考え方について

1. 設置候補地について

- ・ 中間貯蔵施設については、仮置場からの搬入と減容を一刻も早く実施し、その結果として除染作業を迅速に実現することが最も重要であり、必要な敷地面積を確保することに加え、設置自治体の負担を軽減すること、搬入車両による交通渋滞を防止することが必要。
- ・ このため、一刻も早く除染作業を迅速に実現するためには複数箇所での設置の検討を視野に入れることも必要。
- ・ 具体的な設置候補地については、
 - ① 除染に伴う土壌や廃棄物の搬入、分別、減容化、貯蔵等に必要な敷地面積を確保すること
 - ② 各地から除染土壌や指定廃棄物等を効率的に搬入するため、これらが大量に発生する地域になるべく近いこと
 - ③ 主要幹線道路（国道 6 号線、常磐道）へのアクセスが容易であること。
 - ④ 地震や津波、地滑りなどの自然災害に備えるため、断層や浸水域、地滑り地、軟弱地盤を避けること
 - ⑤ 河川の流れの変更等を最小限とすることの要件に合致するところについて選定することが適当。
- ・ 以上から、中間貯蔵施設の候補地は、以下の 3 箇所を選定。
 - ① 双葉町の福島第一原子力発電所北側
 - ② 大熊町の福島第一原子力発電所南側
 - ③ 楢葉町の福島第二原子力発電所南側

2. 今後の予定

- ・ 中間貯蔵施設は、その計画段階、建設段階、さらに管理の段階において、町の復興に資することが重要。
- ・ 中間貯蔵施設については、自治体の復興計画を支援できるような施設として活用されるよう、関係者の御意見や御要望を伺いつつ、施設の全容を理解いただくための具体化を進めていく。
- ・ また、現地の実情を踏まえた設置候補地の更なる検討を進めるため、関係者の御理解を得つつ、地質調査や測量等の関連調査を行いたい。